

## 健康診断

Q

パートタイマーの私たちも一般従業員と同様に毎年1回の健康診断を受けることができるのでしょうか。

A

事業主は、一般従業員と同様に「常時使用するパートタイマー」にも年1回健康診断を行わなければなりません。(労働安全衛生法第66条)。



その費用については、事業主の全額負担となります。

また、ここでいう「常時使用するパートタイマー」とは、次の2つの条件を満たす者のことをいいます。

- (1) ア. 期間の定めのない労働契約により使用される者  
イ. 期間の定めのある労働契約により使用される者で、1年以上引き続き使用されることが予定されている者、もしくは使用されている者
- (2) 1週間の労働時間が、同じ仕事に従事する一般従業員の労働時間の4分の3以上の者

なお、1週間の労働時間が同じ仕事に従事する一般従業員の労働時間の2分の1以上の者で、上記(1)の要件に該当すれば健康診断を実施することが望ましいと厚生労働省は指導しています。